

国立大学法人京都教育大学学長の業務執行状況の評価に関する要項

令和 3年 7月19日 制 定

令和 4年 1月 4日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人京都教育大学学長選考・監察会議規程（平成16年4月5日制定）第3条第2項に基づき、学長選考・監察会議が学長の業務執行状況の評価（以下「評価」という。）について必要な事項を定める。

(実施時期)

第2条 評価は、学長の在任期間が1年未満の場合を除き、原則毎年度1回、7月までに実施し、前年度の業績について評価を行う。

(実施方法)

第3条 学長の評価は、次に掲げる方法により実施する。

- (1) 学長選考・監察会議は、学長に対し、前年度の業績を記載した業績調書を4月末日までに提出するよう求め、書面による審査及びヒアリングを実施するものとする。なお、業績調書はA4判で任意の様式とし、原則として10頁以内で作成するものとする。
- (2) 学長選考・監察会議は、業績評価を実施するに当たり、必要に応じて監事及び理事等に意見を求めることができる。
- (3) 学長選考・監察会議は、書面による審査及びヒアリングの結果に基づいて評価を行い、評価書（別記様式）を作成する。

(評価資料)

第4条 学長の評価にあたって審査の対象とする資料は次に掲げる資料とする。

- (1) 前年度の業績を記載した業績調書
- (2) 監事による監査報告書
- (3) その他学長選考・監察会議が必要と認める資料

(評価の公表)

第5条 学長選考・監察会議は、評価書を作成後、速やかにその内容を学長に通知するとともに、学内外に公表する。

(雑 則)

第6条 この要項の定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

国立大学法人京都教育大学学長の業務執行状況に関する評価書

学長選考・監察会議

1 評価

2 各委員からの主な意見等